

# 和歌山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、和歌山県（以下「県」という。）における地球温暖化防止活動の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

## (推進員の要件)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 県内に居住し、勤務し、若しくは在学している者又は県内で活動する団体に所属している者であること。
- (3) 満18歳以上の者であること。
- (4) 県又は法第38条の規定による和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）が実施する和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座（以下「養成講座」という。）を修了し、県が認める地域啓発活動等に1回以上参加した者であること。ただし、知事が特に認める者についてはこの限りでない。

## (委嘱)

第3条 知事は、前条の要件を満たす者を推進員として委嘱するものとする。

2 知事は、前項の委嘱にあたっては、和歌山県地球温暖化防止活動推進員申請書（別記第1号様式）並びに第2条第4号に規定する要件を満たすことを証明する和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座及び地域啓発活動等参加報告書（別記第2号様式）の提出を求めるものとする。

3 委嘱の期間は、委嘱の日から翌々年度の3月31日までの間とし、再任を妨げない。

4 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進員の委嘱を解くものとする。

- (1) 本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。
- (2) 第2条第1号及び第2号に規定する要件を有しなくなったとき。
- (3) 第5条に該当する行為を行ったとき。
- (4) 推進員が特段の理由もなく法第37条第2項に規定する活動（以下「推進員活動」という。）を行っていないと認められるとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

5 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に該当しない。

(証票)

第4条 県は、推進員を委嘱する際には、推進員であることを証明する和歌山県地球温暖化防止活動推進員証（以下「推進員証」という。）（別記第3号様式）を交付するものとする。

- 2 推進員は、推進員活動を行うときは、常に推進員証を携帯しなければならない。
- 3 推進員は、推進員証を亡失し、又は損傷したときは、和歌山県地球温暖化防止活動推進員証再交付願（別記第4号様式）を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 4 推進員は、委嘱の期間が満了したとき、又は委嘱を解かれたときは、速やかに推進員証を知事に返却しなければならない。

(服務)

第5条 推進員は、その活動に当たり県又は推進員としての信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。

- 2 推進員は、推進員としての立場を利用し、営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とした行為をしてはならない。
- 3 推進員は、推進員としての立場を利用し、地球温暖化防止に資するとして他者に行動を強要してはならない。

(報酬)

第6条 推進員活動は、原則として無報酬により行うものとする。

(実績報告)

第7条 推進員は、推進員活動の実績について、和歌山県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（別記第5号様式）により毎年度8月末までの活動分を9月末までに、2月末までの活動分を年度末までに知事に報告を行うものとする。

(推進員への情報提供)

第8条 県は、推進員に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 国又は県が実施しようとする地球温暖化防止対策に関する情報の提供
- (2) 温室効果ガスの排出抑制手法に関する情報の提供
- (3) その他地球温暖化防止に関する情報の提供

(注意義務等)

第9条 推進員は、その活動中事故等に十分注意しなければならない。

- 2 県は、推進員活動の万一に備え、必要な措置をとるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

## 和歌山県地球温暖化防止活動推進員申請書

年　月　日

和歌山県知事様

和歌山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱および下記の個人情報の共有に係る留意事項を了解の上、和歌山県地球温暖化防止活動推進員に応募します。

ふりがな				
氏名				
生年月日	年	月	日	生（　歳）
住所	(〒　　—　　)			
連絡先	電話		携帯	
	E-mail			

※ 県外に居住の方は、県内の勤務先、学校又は所属団体の名称、所在地等も御記入願います。

名称				
県内連絡先 (県外居住)	(〒　　—　　)			
	電話		FAX	
	E-mail			

※ 個人情報の共有に係る留意事項

今回ご記入いただく個人情報のうち、氏名（ふりがなを含む）、住所及び連絡先については、関係者間での連絡調整を円滑に行うために、県、市町村、和歌山県地球温暖化防止活動推進センター及び和歌山県地球温温暖化防止活動推進員の間で共有しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

別記第2号様式（第3条関係）

年　月　日

和歌山県知事様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座及び地域 啓発活動等参加報告書

下記のとおり、和歌山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第2条第4号に規定する和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座及び地域啓発活動等に参加したので報告します。

記

参加した和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座	受講日時	
参加した地域啓発活動等	活動日時	主催（団体）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第4条関係）

<p>第 号</p> <p>和歌山県地球温暖化防止活動推進員証</p> <p>写 真</p> <p>縦 3.0cm 横 2.4cm</p>	<p>住所 氏名</p> <p>上記の者は、和歌山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱に基づく和歌山県地球温暖化防止活動推進員であることを証明する。</p> <p>ただし、任期は 年 月 日までとする。</p> <p>年 月 日</p>
<p>和歌山県知事 印</p>	

9.0cm

別記第4号様式（第4条関係）

年　月　日

和歌山県知事様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

和歌山県地球温暖化防止活動推進員証再交付願

和歌山県地球温暖化防止活動推進員証を亡失（損傷）したので、和歌山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり再交付願います。

亡失（損傷）の年月日	
亡失の場所	
亡失（損傷）の事情	

備考

- 1 損傷の場合にあっては、損傷した和歌山県地球温暖化防止活動推進員証を添付すること。
- 2 亡失（損傷）の事情は詳細に記入すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式（第7条関係）

年　月　日

和歌山県知事様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 和歌山県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

次のとおり活動したので報告します。

1 活動内容

主な活動内容

- ①自宅での活動（自ら・自宅での取組）
- ②地域での活動（地域住民への地球温暖化防止に関する知識、情報の提供）
- ③広域的な活動（国、県及び市町村等が行う施策に必要な協力）
- ④職場等での活動（職場内での実践活動、普及啓発）
- ⑤推進員同士の連携・自己研鑽（組織化した地区への活動参加、連絡情報交換等）
- ⑥その他

2 相談内容及び助言等の内容

3 活動を通じて気が付いたことやアイディア、ユニークな事例等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。